

〈別表〉 大阪市障がい者スポーツ大会競技・種目表

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし △オープン（男女別・年齢区分なし）

種目	障害区分	競		走		跳		投		て						
		50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スフローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリン投	ピーンバグ投	
肢体不自由	1 上肢	1	○	○												
		2	○	○						▲	○					
		3	○	○						▲	○					
		4	○	○							○	○	○	○	○	
		5	○	○							○	○	○	○	○	
		6	○	○							○	○	○	○	○	
		7	○								○	○	○	○	○	
		8	○								○	○	○	○	○	
	2 下肢	9	○	○						○	○	○	○	○	○	
		10	○	○											○	
		11	○	○											○	
		12	○	○											○	
		13	○	○											○	
		14	○	○											○	
		15	○	○											○	
3 体幹	16	○	○											○		
	17	○	○											○		
	18	○	○											○		
	19	○	○											○		
	20	○	○											○		
	21	○	○											○		
	22	○	○											○		
4 視覚障害	23	○	○											○		
	24	○	○											○		
	25	○	○											○		
	26	○	○											○		
知的障害	27	○	○											○		
	28	○	○											○		
精神障害	29	○	○											○		
	30	△	△											△		

【障害区分の説明】

- この競技規則は、全国大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際組織の障害区分とは大きく異なる。
- 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
- 障害が重複している場合には、いずれかの障害区分で参加しなければならない。
- 肢体不自由者の障害区分
 - 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分する（両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する）。
 - 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する）。
 - 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - 一側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
 - 完全とは、上肢や下肢の大きな3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢義肢なしでは体重を支えられないものをいう。
 - サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - 体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形があるもの（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。
- 【注】四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。
- 「車椅子常用」とは、日常生活で常に車椅子を使用していることをいう。また、「車椅子使用」とは、スポーツの場面のみに車椅子を使用していることをいう。
- 切断・機能障害の者が競技で車椅子を使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車椅子常用・使用」の「その他の車椅子」の障害区分とする。
- 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車椅子使用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。

5. 視覚障害の視力は、両眼の和ではなく、良い方の視力で判定される。また、視野は5度とそれ以上に区分される。

6. 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。

2. 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○身体障害者の1部<39歳以下>のみ ●身体障害者の2部<40歳以上> △オープン（男女別・年齢区分なし）

種目	障害区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ			
		25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m		
肢体不自由	1 上肢	1	○	○	●	○	●	○	●	○	
		2	○	○	●	○	●	○	●	○	
		3	○	○	●	○	●	○	●	○	
		4	○	○	●	○	●	○	●	○	
		5	○	○	●	○	●	○	●	○	
		2 下肢	6	○	○	●	○	●	○	●	○
			7	○	○	●	○	●	○	●	○
			8	○	○	●	○	●	○	●	○
			9	○	○	●	○	●	○	●	○
			10	○	○	●	○	●	○	●	○
			11	○	○	●	○	●	○	●	○
		3 体幹	12	○	○	●	○	●	○	●	○
	13		○	○	●	○	●	○	●	○	
	14		○	○	●	○	●	○	●	○	
	15		○	○	●	○	●	○	●	○	
	16		○	○	●	○	●	○	●	○	
	4 視覚障害		17	○	○	●	○	●	○	●	○
			18	○	○	●	○	●	○	●	○
			19	○	○	●	○	●	○	●	○
			20	○	○	●	○	●	○	●	○
			21	○	○	●	○	●	○	●	○
		22	○	○	●	○	●	○	●	○	
知的障害	23	○	○	●	○	●	○	●	○		
	24	○	○	●	○	●	○	●	○		
精神障害	25	○	○	●	○	●	○	●	○		
	26	△	△			△	△				

3. アーチェリー

◎男女別・年齢区分別 ■男女別

種目	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
		1	2	3	4
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車椅子常用	1	○	■	■
		2	○	■	■
		3	○	■	■
	切断・機能障害	4	○	■	■
		5	○	■	■
		6	○	■	■
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	7	○	○	○	○
	8	○	○	○	○

4. 卓球

◎男女別・年齢区分別 △オープン（男女別・年齢区分なし）

種目	障害区分	卓球	
		1	2
肢体不自由	1 上肢障害	1	○
		2	○
		3	○
		4	○
		5	○
	2 下肢障害	6	○
		7	○
		8	○
		9	○
	3 体幹	10	○
		11	○
		12	○
		13	○
		14	○
視覚障害	15	○	
	16	○	
知的障害	17	○	
	18	○	
精神障害	19	△	

5. フライングディスク

□男女同一区分 ■男女別

種目	障害区分	アキュラシー		ディスタンス	
		ディスク6	ディスク7	座位	立位
肢体不自由		□	□	■	■
視覚障害		□	□	■	■
聴覚障害		□	□	■	■
知的障害		□	□	■	■
内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)		□	□	■	■
精神障害		△	△	△	△

△オープン（男女別・年齢区分なし）

6. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別を実施する。